



鳥取県公報

平成 24 年 9 月 11 日 (火)
第 8 4 2 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (624) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (625) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (626) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (627) (〃) 3
	土地収用法による事業の認定 (628) (技術企画課) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (629) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (630) (〃) 6
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (631) (会計指導課) 6
◇ 調達公告	総合評価制限付一般競争入札の実施 (文化政策課) 6

告 示

鳥取県告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
うえひら内科・ペインクリニック	境港市竹内町578-5	平成24年8月1日
いきいき訪問看護ステーション灘町	米子市灘町三丁目76	平成24年8月7日

鳥取県告示第625号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
うえひら内科・ペインクリニック	境港市竹内町578-5	平成24年7月31日

鳥取県告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問介護事業所 にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁 目108	訪問介護	平成24年7月2日
有限会社ラポ ール・ケア米 子	米子市安倍 200-1	いきいき訪問看 護ステーション 灘町	米子市灘町三丁 目76	訪問看護	平成24年8月7日
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	訪問リハビリテ ーション ル・ サンテリオンよ どえ	米子市淀江町佐 陀2169	訪問リハビリテ ーション	平成24年6月1日

社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	通所リハビリテ ーションにしま ち幸朋苑	鳥取市西町五丁 目108	通所リハビリテ ーション	平成24年7月2日
株式会社ライ フサポート	岡山県岡山市 中区浜367	ライフサポート ひなた	鳥取市緑ヶ丘一 丁目150	小規模多機能型 居宅介護	平成24年7月20日
社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会	東伯郡北栄町 瀬戸36-2	社会福祉法人北 栄町社会福祉協 議会小規模多機 能型居宅介護 「いろりの郷」	東伯郡北栄町下 種373-4	〃	平成24年8月6日
株式会社ライ フサポート	岡山県岡山市 中区浜367	ライフサポート あさひ	鳥取市緑ヶ丘一 丁目148	〃	平成24年8月10日
社会福祉法人 真誠会	米子市大崎 1511-1	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護真誠会	米子市河崎555 -2	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	平成24年8月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問介護事業所 にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁 目108	介護予防訪問介 護	平成24年7月2日
有限会社ラボ ール・ケア米 子	米子市安倍 200-1	いきいき訪問看 護ステーション 灘町	米子市灘町三丁 目76	介護予防訪問看 護	平成24年8月7日
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	訪問リハビリテ ーション ル・ サンテリオンよ どえ	米子市淀江町佐 陀2169	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン	平成24年6月1日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	通所リハビリテ ーションにしま ち幸朋苑	鳥取市西町五丁 目108	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成24年7月2日
株式会社ライ フサポート	岡山県岡山市 中区浜367	ライフサポート ひなた	鳥取市緑ヶ丘一 丁目150	介護予防小規模 多機能型居宅介 護	平成24年7月20日
社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会	東伯郡北栄町 瀬戸36-2	社会福祉法人北 栄町社会福祉協 議会小規模多機 能型居宅介護 「いろりの郷」	東伯郡北栄町下 種373-4	〃	平成24年8月6日
株式会社ライ フサポート	岡山県岡山市 中区浜367	ライフサポート あさひ	鳥取市緑ヶ丘一 丁目148	〃	平成24年8月10日

鳥取県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定

介護機関から主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4-14	アースサポート鳥取	鳥取市富安一丁目113	平成24年6月15日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4-14	アースサポート鳥取	鳥取市富安一丁目113	平成24年6月15日

鳥取県告示第628号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

江府町

2 事業の種類

農業集落排水事業杉谷地区処理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 日野郡江府町大字杉谷字貝市地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業杉谷地区処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である江府町は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内の下流部に位置する土地（以下「本件土地」という。）に、農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、

本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件事業は、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生活環境及び自然環境の保全に寄与することが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、起業地選定等に当たって住民への影響に配慮しており、工事の際に周辺環境へ十分に配慮して施行することにより、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、処理水の放流先が確保できること、事業費の経済性等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

江府町では、平成3年度から農業集落排水事業に取り組んでおり、平成23年度末の江府町全体世帯の供用割合が86パーセント、生活雑排水処理人口の割合が89パーセントとなっているが、当地区については未整備であり、農村地域の農業用水の水質保全及び生活環境の改善を図ることが望まれている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

日野郡江府町大字江尾475

江府町役場

鳥取県告示第629号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団日翔会	ケアステーションつつじ	米子市米原六丁目9-23	平成24年9月6日	訪問介護

鳥取県告示第630号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団日翔 会	ケアステーションつ つじ	米子市米原六丁目 9-23	平成24年9月6日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第631号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
第56回鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県文化観光局文化政策課
係長 長田 洋一
係長 足立 多恵子
主事 加藤 裕美
主事 熊谷 純子
- 3 委任期間
平成24年9月9日から同月14日まで

調 達 公 告

総合評価制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う総合評価一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
(1) 調達案件の名称及び数量

米子コンベンションセンター舞台音響設備改修整備業務 一式

(2) 調達案件の内容

本件業務は、米子コンベンションセンター多目的ホール及び小ホールの舞台音響設備を改修整備するものであり、次に掲げる設計等業務及び工事を内容とする業務である。

ア 実施設計及び工事監理業務

イ アの設計に基づく工事

(3) 調達案件の仕様

米子コンベンションセンター舞台音響設備改修整備業務実施要項（以下「実施要項」という。）及び米子コンベンションセンター舞台音響設備改修整備業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から落札者が本業務に関する技術提案内容を記載した第 2 次審査資料（以下「技術提案書」という。）により示した業務期間の末日（平成 26 年 2 月 28 日以前の日とする。）までとする。ただし、実施設計業務については、契約締結の翌日から平成 25 年 7 月 31 日までとする。

(5) 履行場所等

ア 履行場所

米子市末広町 294

イ 施設名

鳥取県立米子コンベンションセンター

(6) 予定価格

421,892,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(7) 業務の実施形態

ア 本件業務は、(2)に掲げる設計等業務及び工事を一括して発注する設計・施工一括発注方式によるものである。

イ 本件業務は、入札時に設計の考え方及び舞台音響設備の提案を受け、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によるものである。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 入札参加希望者の組み合わせ等

ア 本件入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、1の(2)のア及びイに掲げる設計等業務及び工事（以下「業務等」という。）を実施することを予定する複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）を結成し、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募手続及び入札手続を代表して行う構成員（以下「代表構成員」という。）を定めること。

イ 応募グループは、応募に当たり、構成員のそれぞれが、1の(2)のア及びイのいずれの業務等に携わるかを明らかにすること。

ウ 構成員の変更

(ア) 技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間における変更は、認めない。

(イ) (ア)に掲げる変更以外の変更は、県と協議するものとし、県が、その事情を検討し、その可否を決定する。

エ 構成員のいずれかが、この入札において他の応募グループの構成員でないこと。

(2) 構成員に共通の資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 24 年 10 月 2 日（火）から平成 25 年 1 月 10 日（木）までのいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年10月2日（火）から平成25年1月10日（木）までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（申立て後、改めて競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 実施要項に示す選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業でないこと。

オ 構成員又は業務等の一部を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタント（以下「協力事務所」という。）が本件入札において他の入札参加希望者の協力事務所となっていないこと。

カ 協力事務所がアからエまでに掲げる要件を満たすこと。

(3) 設計企業に関する資格及び条件

1の(2)のアに掲げる業務を実施する構成員（以下「設計企業」という。）は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ 平成23年鳥取県告示第714号（測量等業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく競争入札参加資格のうち、希望業種の建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成14年4月1日以降に、客席数1,000席以上の舞台音響設備を有するホールにおけるデジタル音響調整卓とそのデジタル伝送システムを含む舞台音響設備の新設又は改修工事（以下「同種工事」という。）の実施設計業務を元請けとして履行した実績（設計業務共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）を有すること。

(4) 建設企業に関する資格及び条件

1の(2)のイに掲げる工事を実施する構成員（以下「建設企業」という。）は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可のうち電気通信工事業に係るものを受けている者であること。

イ 平成23年鳥取県告示第433号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく競争入札参加資格のうち、発注工事種別の電気通信工事に係るものを有すること。

ウ 平成9年4月1日以降に、同種工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）を有すること。

3 設計業務に係る技術者の配置

(1) 設計企業は、次に掲げる管理技術者及び各主任担当技術者（以下「主任担当技術者等」という。）を配置すること。

ア 管理技術者

イ 建築主任担当技術者

ウ 構造主任担当技術者

エ 積算主任担当技術者

オ 電気主任担当技術者

(2) 管理技術者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士で、同法第4条第1項の規定による免許（以下「一級建築士免許」という。）を取得後、10年以上の実務を経験していること。

イ 平成14年4月1日以降に、同種工事の実施設計業務を履行した実績を有すること。

ウ 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する権利義務関係であって、入札参加表明書及び競争入札参加資格確認申請書（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）を有する者であること。

(3) 電気主任担当技術者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 平成14年4月1日以降に、同種業務の実務経験の実績があること。

イ 建築士法第10条の2第2項に定める設備設計一級建築士免許又は建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格（以下「建築設備士資格」という。）を有する者であること。

(4) 建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、一級建築士免許を有する者であること。

(5) 参加表明書等提出時点において、主任担当技術者等を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加表明書等を提出することは差し支えない。

(6) 管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び電気主任担当技術者は、それぞれ別々の者を配置すること。

4 工事に係る技術者の配置

(1) 建設企業は、次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を現場工事期間中、専任で配置すること。

ア 平成9年4月1日以降に、同種工事を元請けとして施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工管理した経験を有する者であること（建設共同企業体の構成員の技術者としての経験は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）。

イ 監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

(2) 配置予定の主任技術者及び監理技術者にあつては、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 参加表明書等提出時点において、主任技術者又は監理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加表明書等を提出することは差し支えない。

(4) 主任技術者及び監理技術者は、工事着手から工事完成までの間、病気、死亡、退職等極めて特別なやむを得ない理由を除き、原則として変更を認めない。なお、落札者決定後、工事実績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者及び監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しない場合がある。

5 工事監理業務に係る技術者の配置

(1) 設計企業は、次に掲げる管理技術者、統括責任者及び各現場監督員（以下「現場監督員等」という。）を配置すること。

ア 管理技術者

イ 統括責任者

ウ 現場監督員（意匠）

エ 現場監督員（構造）

オ 現場監督員（電気）

(2) 管理技術者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 一級建築士免許を取得後、10年以上の実務を経験していること。

イ 平成14年4月1日以降に、同種工事の実施設計業務又は工事監理業務を履行した実績を有すること。

ウ 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

(3) 統括責任者は一級建築士免許を取得後10年以上、現場監督員（意匠）及び現場監督員（構造）は一級建築士免許を取得後5年以上の実務を経験していること。

(4) 現場監督員（電気）は、設備設計一級建築士免許を有し、又は建築設備士資格取得後5年以上の実務を経験していること。

(5) 3の(1)に掲げる主任担当技術者等が現場監督員等を兼任することは差し支えない。

(6) 管理技術者は、統括責任者及び各現場監督員を兼任していないこと。

(7) 統括責任者は、現場監督員（意匠）及び現場監督員（構造）を兼任することは差し支えない。

(8) 統括責任者が、現場監督員（電気）を兼任していないこと。

(9) 現場監督員等については、工事着手時から工事完了後引渡しまでの間、病気、死亡、退職等極めて特別

なやむを得ない理由を除き、原則として変更を認めない。

6 契約担当部局

鳥取県文化観光局文化政策課

7 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県文化観光局文化政策課（本庁舎 6 階）

電話 0857-26-7839

ファクシミリ 0857-26-8108

(2) 実施要項等の交付

実施要項、業務要求水準書、鳥取県立米子コンベンションセンター舞台音響設備改修整備業務事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）及び鳥取県立米子コンベンションセンター舞台音響設備改修整備業務参加表明書等作成要領（以下これらを総称して「実施要項等」という。）は、平成24年9月11日（火）から同年10月2日（火）までの間に鳥取県の公式ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/204242>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者については、平成24年9月11日（火）から同年10月2日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に（1）の場所で直接交付するものとする。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、鳥取県立米子コンベンションセンター舞台音響設備改修整備業務参加表明書作成要領に基づき参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期限

平成24年10月2日（火）午後5時まで

(4) 技術提案書の提出

ア 提出方法

技術提案予定者は、鳥取県立米子コンベンションセンター舞台音響設備改修整備業務技術提案書作成要領に基づき技術提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期限

平成24年11月30日（金）午後5時まで

(5) 質問の受付及び回答

ア 提出方法

この公告による参加表明書又は技術提案書の提出に当たって質問がある場合には、実施要項に基づき、質問書を作成し、持参又は郵便により提出すること。

なお、質問に対する回答は、とりネットに掲載するほか、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 掲載方法（インターネットによるもの）

a 掲載場所

鳥取県公式ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/204242>）

b 掲載期間

参加表明書に関する質問に対する回答は、平成24年9月28日（金）から同年11月29日（木）までとする。

技術提案書に関する質問に対する回答は、平成24年11月2日（金）から同年11月29日（木）までとする。

(イ) 閲覧方法

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

a 閲覧場所

(1)に同じ。

b 閲覧期間

参加表明書に関する質問に対する回答は、平成24年9月28日（金）から同年11月29日（木）まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

技術提案書に関する質問に対する回答は、平成24年11月2日（金）から同年11月29日（木）まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

参加表明書に関する質問の受付は、平成24年9月21日（金）午後5時までとする。

技術提案書に関する質問の受付は、平成24年10月22日（月）午後5時までとする。

(6) 郵便等による入札

不可とする。

(7) 入札及び開札日時及び場所

ア 入札及び開札日時

平成25年1月10日（木）午後1時30分

イ 入札及び開札場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

県庁第8会議室（本庁舎地階）

8 本件入札に参加する者に要求される事項

(1) 入札に係る一切の手続は、代表構成員が行わなければならない。

(2) 代表構成員は、実施要項に示す入札参加表明書を7の(1)の場所に平成24年9月11日（火）から同年10月2日（火）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に持参により提出しなければならない。

(3) 入札参加希望者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札書の記載方法等

ア 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加したグループ（以下「入札参加グループ」という。）は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 構成員の全てが競争入札参加資格を有し、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第6条第3項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、会計規則第112条第4項の規定、又は鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

10 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方式

県は、入札参加グループが提出した技術提案書を内容とする入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式により落札者を決定する。

(2) 落札者の決定手順

県は、入札参加グループの中から、次の手順により本件業務の落札者を決定する。なお、詳細は、事業者選定基準による。

ア 技術提案書の評価及び審査

総合評価落札方式における事業者を選定するための審査は、入札参加希望者の資格、要件等の有無を判断する「第1次審査」と、入札参加グループの技術提案書の内容等を審査する「第2次審査」の2段階に分けて実施する。ただし、第1次審査は、第2次審査のための技術提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第1次審査の結果は、第2次審査に影響しない。

第2次審査は、入札参加グループが提出した技術提案書の提案内容を評価及び審査するものであり、別記「技術提案審査の審査基準・採点基準」に基づき次のとおり行う。

(ア) 技術提案書について、資料作成の不備の有無を確認し、不備がある技術提案書は、第2次審査の対象としない。

(イ) 技術提案書が要求水準を満たしているかについて審査を行い、満たしている場合は、適格とし、基礎点（300点）を得点として付与する。1項目でも満たしていない場合は、当該技術提案書は、第2次審査の対象としない。

(ウ) 技術提案書のうち、その提案が優れていると認められるものについては、別記「技術提案審査の審査基準・採点基準」に定める評価項目ごとの得点配分に基づき、その程度に応じて評価点を得点として付与する。

(エ) (イ)及び(ウ)の得点の合計をもって、当該入札参加グループの得点とする。

イ 総合評価

入札価格及び技術提案内容による総合評価は、次の(ア)及び(イ)を満たす入札参加グループを対象に、各入札参加グループの(エ)の得点をそれぞれの入札参加グループの入札価格（単位：百万円）で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行い、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、(エ)の得点の高い者を落札者とする。なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める要求水準をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 技術提案内容が業務要求水準書の内容を満たしていること。

11 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札参加グループに求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は実施要項等に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

ア 詳細は、実施要項等による。

イ この公告において示した業務に係る平成24年度9月補正予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

別記 技術提案審査の審査基準・採点基準

1 必須項目審査 業務要求水準[300点]

(業務実施において必要不可欠な要件を満足しているか否かに対する評価)

項目	必須項目	
業務内容の把握	・業務目的・内容を十分に把握し、改修方針を示していること。	
既存設備の考察	・施設及び既存の舞台音響設備に関する考察を示していること。	
業 務 期 限	設計	・実施設計の完了を平成25年7月31日以前としていること。
	工事	・工事の完了を平成26年2月28日以前としていること。 ・現場における工期を平成25年12月3日から平成26年2月28日までの間としていること。
技術者の配置	・指定する経験及び資格等を有する技術者を配置していること。	
関係法令の遵守	・建築基準法・消防法など関係法令の遵守について記述していること。	
仮設計画・安全対策	・工事中の施設利用・敷地周辺の安全対策に配慮していること。	
環境配慮	・環境に配慮した設計・施工方針を示していること。	
地域への配慮	・地域性を考慮した設計・施工方針を示していること。	
執務環境の保全	・工事中の執務環境の保全に配慮した設計・施工方針を示していること。	
施設利用者の利便性	・工程毎の施設利用者の動線など、利便性に配慮した設計・施工方針を示していること。	
保守管理体制	・保守点検、故障発生時等の体制・対応方針を示していること。	

2 加点項目審査 業務要求水準[500点]

(1) 技術的能力の評価[140点]

(提案者の設計・施工・工事監理能力及び取組姿勢に対する定量的評価)

大項目	中項目	配点	評価のポイント
実施体制 [40点]	設計業務の体制・実力	15	<ul style="list-style-type: none"> 有資格者数（設計部門のみ） 動員計画（設計業務人・日数） 県内企業の参画等
	施工の体制・実力	15	<ul style="list-style-type: none"> 有資格者数（施工部門のみ） 県内営業所等の有無、県内企業の参画等
	工事監理の実力（設計意図伝達・品質管理）	10	<ul style="list-style-type: none"> 有資格者数（工事監理部門のみ） 動員計画（監理業務人・日数） 県内企業の参画等
配置技術者 （設計） [20点]	技術者としての経験年数	10	<ul style="list-style-type: none"> 管理技術者 建築主任担当技術者 構造主任担当技術者 電気主任担当技術者 ※同一の者が技術者を兼務した場合は、重複して加点しない。
	同種又は類似業務に携わった経験件数	10	
配置技術者 （施工） [30点]	技術者としての経験年数	15	<ul style="list-style-type: none"> 監理技術者、主任技術者 音響システム担当技術者の経験年数 ※音響システム担当技術者の経験年数は、客席数500席以上の舞台音響設備を有するホールにおけるデジタル音響調整卓とそのデジタル伝送システムを含む舞台音響設備の新設又は改修工事に担当者として携わった経験年数とする。
	同種又は類似業務に携わった経験件数（監理技術者、主任技術者のみ）	15	
配置技術者 （工事監理） [10点]	技術者としての経験年数	5	<ul style="list-style-type: none"> 管理技術者 統括責任者 現場監督員（意匠） 現場監督員（構造） 現場監督員（電気） ※同一の者が技術者を兼務した場合は、重複して加点しない。
	同種又は類似業務に携わった経験件数	5	
会社実績及び 施工能力 [40点]	設計実績	15	<ul style="list-style-type: none"> 舞台音響設備の実施設計の実績
	施工実績	15	<ul style="list-style-type: none"> 舞台音響設備の施工実績
	工事監理実績	10	<ul style="list-style-type: none"> 舞台音響設備の実施設計又は工事監理の実績

注) 表中の「営業所等」とは、本店、支店及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条に規定する営業所をいう。

(2) 技術提案の審査・評価[360点]

(提案者の設計・施工方針に対する定性的評価)

大項目	中項目	配点	評価のポイント
技術提案に対する評価 (設計方針) [180点]	施設機能の理解	30	・現状の舞台音響設備に対する分析、考察の適性
	計画の適性	40	・総合的な舞台音響設備整備計画の適性
	材料の品質管理	20	・機能、性能、信頼性、安定性、安全性などの検討、修正、確認、検査の内容、手順、体制の適性 ・使用材料の品質の確認、管理するシステムの適性
	設備機器に対する設計方針	40	・機種選定、数量の適性 ・機器配置、システムシステムの適性 ・操作方法への配慮 ・地震時における落下・転倒等に対する安全性の配慮 ・日常メンテナンスへの配慮 ・施工後の定期保守点検への配慮
	工事計画の適性	30	・施工上配慮すべき事項、関連工事に対する認識 ・上記事項に対する解決策の適性 ・製作、搬入、取付け、調整、検査などの工程の適性 ・施工された機器類の不具合をチェック、修正、確認する工程の適性
	提案工事	20	・舞台音響設備改修に併せて実施することが望ましいとして独自に提案された工事の実現性及び適性 ・適切で実現性のあるコスト縮減案の有無
技術提案に対する評価 (施工方針) [150点]	仮設計画・安全対策	20	・現場事務所の配置、工事車両の駐車等の計画の適性 ・公衆災害防止の方針（工事車両と歩行者、通行車両との分離、安全対策等）
	施設利用者の利便性の確保	20	・施設利用者の利便性（来館者の出入り・案内等）
	環境への配慮	20	・建設廃棄物の発生抑制、分別、再資源化適正処理に関する方針の適性 ・竣工後のメンテナンス性、消耗品の考え方の適性
	地域への貢献度	20	・下請業者等について県内企業参加の有無
	執務環境の保全	20	・施設内における職員の動線確保の方針の適性 ・工事中の振動・騒音・粉塵対策等の適性
	施工手順	20	・施工手順、施工計画の適性
	工期	20	・想定工期、工程計画の適性、工期短縮の方針
	品質管理	10	・自主管理体制とその具体的方法の適性
技術提案に対する評価 (保守管理) [30点]	保守管理	30	・保守管理体制の適性 ・定期点検等実施計画の適性 ・点検費用の適性 ・中長期維持計画の適性